



STATE OF HAWAII
OFFICE OF ELECTIONS
802 LEHUA AVENUE
PEARL CITY, HAWAII 96782
www.hawaii.gov/elections

ファクトシート
理由ある異議申し立て/選挙抗議
2008年選挙

本ファクトシートは情報提供のみを意図している。州改正法第11-171条から11-175条や理由ある選挙抗議に関する法のその他資料を参照のこと。

理由ある異議申し立て

ハワイ州改正法 (HRS) により、立候補者、有資格政党、一選挙区内の30名以上の有権者は、選挙に関する告訴を州最高裁判所に申し立てることができる。訴状は、不正、過剰、不足を含みしかしそれらに限定されない選挙結果を左右し得る理由を明確にしなければならない。また訴状は、電子投票システムを使用する選挙における選挙区役人や郡計数センター役人の決定を反転、修正、変更する理由を明確にしなければならない。

理由ある異議申し立て/告訴の締切

告訴は、州最高裁判所の規則に規定される裁判所費用の支払いを伴って、州最高裁判所の事務官事務所にて申請されなければならない。告訴は以下の期日の4:30p.m.までに申請されなければならない。

選挙 申請期間 締切
予備選挙 選挙後6日間 2008年9月26日

予備選挙に伴う特別選挙	選挙後6日間	2008年9月26日
本選挙	選挙後20日間	2008年11月24日
本選挙に伴う特別選挙	選挙後20日間	2008年11月24日
OHA 特別選挙	選挙後20日間	2008年11月24日

予備選挙および特別予備選挙

(a) 最高裁判所の告訴受理

告訴の受理後、事務官は訴状に記載されている被告に対し、受理から5日目の4:30p.m.までに最高裁判所へ出廷することを求める召喚状を発行する。

(b) 最高裁判所の告訴審問

裁判所は異義申し立て審問を略式に行ない、審問において証拠を書式にまとめ、審問から4日目の4:30p.m.までにすべての事実認定および法的所見を述べた判決を言い渡す。

(c) 最高裁判所の判決

判決は、場合によっては請願書に記載の様式で、指名または選出された立候補者が誰であるかを決定し、場合によっては判決の認証写を選挙管理局長または郡事務官に直ちに提供し、選挙管理局長または郡事務官は指名の宣言を受けた立候補者の氏名を来る本選挙または特別本選挙の投票用紙に記載する。本小節が第12-41節を修正または撤回するものではないことを条件に、判決は宣言を受けた立候補者に指名の権利が有ることを確定する。

本選挙、特別本選挙、特別選挙

(a) 最高裁判所の告訴受理

告訴の受理後、事務官は告訴の対象である被告に対し、受理から10日目の4:30p.m.までに最高裁判所へ出廷することを求める召喚状を発行する。

(b) 最高裁判所の告訴 審問

告訴の提出を受けた最高裁判所は合理的になるべく早い機会に告訴の審問を行なう。裁判所 審問 の日に、動議の後などに、審問結果に関心があり得る個人の召喚状の発行を命じることができる。裁判所は 審問において証拠を書式にまとめ、すべての事実認定および法的所見を述べた判決を言い渡す。

(c) 最高裁判所の判決

裁判所は証拠を書式にまとめ、すべての事実認定および法的所見を述べた判決を言い渡す。判決は以下を行なうことができる。

1. 選挙区役人の落度または不正によって選挙の正しい結果が確定できないことを理由として、本選挙、特別本選挙、特別選挙を無効とする。

判決が本選挙、特別本選挙、特別選挙を無効とするものである場合は、判決の認証写が州知事に伝達され、州知事は新選挙が判決から120日以内に行なわれることを喚起する。

2. 特定の立候補者が過半数または相対多数の票を得て当選したことを決定する。

判決が当選者を決定するものである場合は、判決の認証写が選挙管理局長または郡の事務官に伝達され、選挙管理局長または郡の事務官は当選証書に署名してこれを当該立候補者に届け、当選証書はその立候補者に議席の権利があることを確定する。

1998年補足付き1993年ハワイ選挙法ハンドブックからの抜粋

11-1 定義 文脈と矛盾する場合を除き、本書に使用される用語は以下の意味に解釈されるものとする。

「投票用紙」 不在者投票用紙を含め、投票用紙とは投票対象となる者の氏名、議席、論点や議題が記載された、手書き、印刷、または手書きと印刷のされた紙である。投票用紙は、投票対象の議席数、立候補者、論点や議題、使用される投票システムによって、1枚または複数のカードや紙、カードや紙の片面、またはカードや紙の片面の一部の場合がある。また、投票対象の立候補者氏名と論点を記載したボール紙などを投票枠内にはめ込んだ投票機の一面を指す。

「選挙管理局長」 [1999年6月30日に撤回および再制定: L Sp 1995, c 27, '15]第11-1.6節にもとづき、州の選挙の管理のために選挙任命委員会によって任命された個人

「事務官」 各郡の郡事務官

「郡」 文脈により決定される、ハワイ郡、マウイ郡、カウアイ郡、およびホノルル市郡。本書の目的において、カラワオ郡はマウイ郡の一部とみなされる。

「選挙」 特に指定がない限り、予備選挙、特別予備選挙、本選挙、特別本選挙、郡選挙を含むすべての選挙

「選挙役人」 選挙区役人および選挙管理局長が役人と任命する個人

「ハワイアン」 1778年にハワイ諸島に主権を持って存在し、その後ハワイに在住し続けた原住民の子孫

「議席」 選挙で選ばれる公職

「政党」または「党」 本章第V節によって資格を有する政党

「選挙区」 法律によって規定される政治的最小区分

「予備選挙」 第12章の規定により有権者が議席に立候補者を指名する予備の選挙

「決戦選挙」 郡が要請する単一選挙で、当選者が決定されなかった選挙に続くもの

「サービス・ビューロー」 データプロセスを主な業務とし、州に営業登録をしている企業

「特別選挙」 法律が要請する単一選挙で、特別選挙の投票用紙に氏名が記載される立候補者を指名する選挙に続く選挙ではないもの。

「特別予備選挙」および「特別本選挙」 無競争選挙で選出者がなかったために合衆国上院、合衆国下院、州上院、州下院の議席に空席ができた場合、または郡の規定する場合に行なわれる選挙

「投票者」 有権者登録を正式に行なった個人

「投票者数」 コンピューターで計数されたカードの投票用紙数または選挙区役人によって計数された紙の投票用紙数によって判定される、選挙の合計投票者数。各投票者に複数の投票者用紙が与えられる場合は、「投票者数」はコンピューターによって最多数を計数された種類の投票用紙の合計数。無記入の投票用紙と理由のいかんによらず無効とされた投票用紙は投票者数の合計数の計数に含められる。

「投票システム」 紙の投票用紙、電子投票カード、投票機などの、投票が行なわれ計数されるシステム [L 1970, c 26, pt of '2; am L 1973, c 217, '1(a); am L 1979, c 196, '3; am L 1980, c 264, '1(a); am L 1987, c 232, '1; am L 1990, c 156, '4; am L Sp 1995, c 27, '3; am L 1996, c 239, '1; am L 1998, c 22, '1]

'11-171 本部分の適用 本部分は、法律の規定する方法により、異義が申し立てられた選挙が管轄裁判所の判定の対象となる場合に適用される。 [L 1970, c 26, pt of '2]

'11-172 理由ある異義申し立て; 一般に. 立候補者、有資格政党、一選挙区内の30名以上の有権者は、選挙に関する告訴を州最高裁判所に申し立てることができる。訴状は、不正、過剰、不足を含みしかしそれらに限定されない選挙結果を左右し得る理由を明確にしなければならない。また訴状は、電子投票システムを使用する選挙における選挙区役人や郡計数センター役人の決定を反転、修正、変更する理由を明確にしなければならない。訴状の写が選挙管理局長または郡選挙の場合は事務官に届けられる。 [L 1970, c 26, pt of '2; am L 1973, c 217, '1(xx); am L 1975, c 36, '1(15); am L 1991, c 9, '2]

'11-173.5 通常日程の予備選挙または特別予備選挙と同時に行なわれる予備選挙、特別予備選挙、郡選挙の理由ある異義申し立て

- (a) 予備選挙または特別予備選挙の異義申し立て、あるいは通常日程の予備選挙または特別予備選挙と同時に行なわれる郡選挙の異義申し立ての訴状は、予備選挙または特別予備選挙、あるいは通常日程の予備選挙または特別予備選挙と同時に行なわれる郡選挙後の6日目の4:30p.m.までに、州最高裁判所の規則に規定される裁判所費用の支払いを伴って、州最高裁判所の事務官事務所に申請されなければならない。事務官は訴状に記載されている被告に対し、伝達から5日目の4:30p.m.より以前に最高裁判所へ出廷することを求める召喚状を発行する。
- (b) 予備選挙または特別予備選挙の異義申し立て、あるいは通常日程の予備選挙または特別予備選挙と同時に行なわれる郡選挙の異義申し立てに対し、裁判所は異義申し立て審問を略式に行ない、審問において証拠を書式にまとめ、審問から4日目の4:30p.m.までにすべての事実認定および法的所見を述べた判決を言い渡す。判決は、場合によっては請願書に記載の様式で、指名または選出された立候補者が誰であるかを決定し、場合によっては判決の認証写を選挙管理局長または郡事務官に直ちに提供し、選挙管理局長または郡事務官は指名の宣言を受けた立候補者の氏名を来る本選挙、特別本選挙、または決戦選挙の投票用紙に記載する。本小節が第12-41節を修正または撤回するものではないことを条件に、判決は宣言を受けた立候補者に指名の権利が有ることを確定する。 [L 1973, c 217, '1(aaa); am L 1974, c 34, '1(c); am L 1979, c 133, '5; am L 1998, c 22, '2]

'11-174.5 本選挙、特別本選挙、特別選挙、決戦選挙の理由ある異義申し立て

- (a) 本選挙、特別本選挙、特別選挙、決戦選挙の理由ある異義申し立ては、本選挙、特別本選挙、特別選挙、決戦選挙後の20日目の4:30p.m.までに、州最高裁判所の規則に規定される裁判所費用の支払いを伴って、州最高裁判所の事務官事務所に申請されなければならない。事務官は訴状に記載されている被告に対し、伝達から10日目の4:30p.m.までに最高裁判所へ出廷することを求める召喚状を発行する。

- (b) 本選挙、特別本選挙、特別選挙、決戦選挙に関しては、告訴の提出を受けた最高裁判所は合理的になるべく早い機会に告訴の審問を行なう。裁判所は審問の日に、動議の後などに、審判結果に関心があり得る個人の召喚状の発行を命じることができる。裁判所は審問において証拠を書式にまとめ、すべての事実認定および法的所見を述べた判決を言い渡す。

裁判所は審問において証拠を書式にまとめ、すべての事実認定および法的所見を述べた判決を言い渡す。裁判所は選挙区役人の落度または不正によって選挙の正しい結果が確定できないことを理由として、本選挙、特別本選挙、特別選挙を無効とする、あるいは特定の立候補者が過半数または相対多数の票を得て当選したことを決定することができる。判決が本選挙、特別本選挙、特別選挙を無効とするものである場合は、判決の認証写が州知事に伝達され、州知事は新選挙が判決から120日以内に行なわれることを喚起する。判決が当選者を決定するものである場合は、判決の認証写が選挙管理局長または郡の事務官に伝達され、選挙管理局長または郡の事務官は当選証書に署名してこれを当該立候補者に届け、当選証書はその立候補者に議席の権利があることを確定する。[L 1973, c 217, '1(bbb); am L 1979, c 133, '6; am imp L 1984, c 90, '1; am L 1998, c 22, '3 and c 123, '1]

'11-175 州最高裁判所の権限; 費用. 州最高裁判所は出廷人や証人への服従強制、不服従罪の懲罰、その他の告訴の判定に必要なすべての手段を取ることでき、またその命令を執行することができる。州最高裁判所は、必要または適切であるとみなした場合にそのような特別規則を設定することができる。費用は最高裁判所の規則によって規定される。[L 1970, c 26, pt of '2; am L 1973, c 217, '1(ccc); am L 1993, c 6, '3]

'12-41 選挙規則

- (1) 予備選挙または特別予備選挙において政党の立候補者として議席に対して再多数の投票を得た個人が、続く本選挙または特別本選挙における当該政党の立候補者となるが、各政党における立候補者数は選挙の対象である議席数を超えない。ただし、特定の郡議席に対する予備選挙または特別予備選挙における唯一の立候補者、あるいは本選挙または特別本選挙で無党派を含む対立立候補者のない立候補者で、予備選挙または特別予備選挙で指名された者は、予備選挙または特別予備選挙の後、当該立候補者の得た投票数にかかわらず、正式にまた法的に、立候補した議席に当選したものと宣言される。
- (2) 予備選挙または特別予備選挙において、立候補した議席に対する合計投票数の10パーセント以上、あるいは予備選挙または特別予備選挙において指名を受けた政党支持立候補者の最低獲得投票数以上の投票数を得た無党派立候補者は、続く選挙の立候補者となる。ただし、本選挙または特別本選挙の対象である議席数を超えた数の無党派立候補者が指名の有資格者となった場合は、選出される立候補者の数を超えない範囲で、最多数の投票を

得た立候補者が、続く選挙の立候補者として認定される。 [L 1970, c 26, pt of '2; am L 1973, c 217, '2(j); am L 1979, c 139, '10; am L 1983, c 34, '21]

選挙管理局
802 Lehua Avenue
Pearl City, Hawaii 96782
Phone: 808-453-VOTE(8683)
他島フリーダイヤル: 1-800-442-VOTE(8683)
TTY: 808-453-6150
他島フリーダイヤル: 1-800-345-5915
インターネット: www.hawaii.gov/elections

本ファクトシートは情報提供のみを意図したものであり、ハワイ州選挙法や立候補締切に関する権威として使用されるものではありません。要件や締切は立法議会によって変更される場合があります。要件の詳細や正確な情報は、州改正法その他を参照願います。

Office of Elections - FSBO115D (12/10/04)